○農林水産省告示第二千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県東筑摩郡山形村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山形村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町大江字ミヤタニ七の一から七の三まで、字コタカ二五の一から二五の三まで、字ウヱヤマ三三の一から三三の五まで、字クズノヤマ五六の一から五六の五まで、字クロタニ七三の一から七三の四まで、七三の九から七三の一六まで、字ボウガハタ八二の一、八二の二（次の図に示す部分に限る。）、八二の七、字カムリイシ八五、八五の一、字ヨシノタニ八八の一、八八の三から八八の六まで、字モリノウヱ九二の一から九二の三まで、字ムカイヤマ一一八の一、一一八の二、能座字大谷一五〇の一から一五〇の四まで、字ミダシ一三四の一、一三四の二、船谷字大谷一二七の三、一二七の四、字アマギ一二九、一二九の三、養父市場字池ケ谷一の一、字浦山六、一四、字宮ノ谷三六の一、三六の二（次の図に示す部分に限る。）、三六の三、三六の五、大薮字奥山一八の二、一八の四、一八の五、一八の八、字向ツラ一八の一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町大江字ボウガハタ八二の二（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市山内字井口三〇八四、三〇八四の一（次の図に示す部分に限る。）、字コツ三〇八三の一から三〇八三の四まで、三〇八三の六、山口字奥ノ谷一七の二・一七の五から一七の七まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七の三、一七の四、一七の八から一七の一〇まで、田路字橋ケ谷二九五の一、二九五の二、三〇〇、三〇二の一から三〇二の三まで、三〇三の一（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市上八代字朝谷七の三、字宇田輪一三の四、字今谷七九の四、多々良木字見才一六八から一七〇まで、羽渕字奥山九二の二から九二の四まで、田路字石谷三一三の五、岩津字井谷一九二の一、一九二の一〇、字高畑一四の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字平沢一六の二、一六の三、一七、二〇の一、二〇の七、字タケ四九六の一、四九六の二、字横根五三一の三（次の図に示す部分に限る。）、字吹風一五五一の一、一五五一の三、字釜田川一六二一の一から一六二一の四まで、字春の木丸一六五八、字猿島一七二八、一七五三の三から一七五三の五まで、一七五六の二、一七五七の一、一七五八の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区小原字ヌタノ久保四七の六から四七の八まで、緑区佐野川字左川一〇一九の五、字生藤山一〇三三、緑区千木良字境山一六二六、一六二七の一、緑区吉野字陣馬一八八〇の一、一八八一から一八八三まで、緑区与瀬字宮開戸一三八五の一、一四一三の一、字横貝一四四〇の一、一四四一の一、一四四二の一、字桑久保一五三六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養